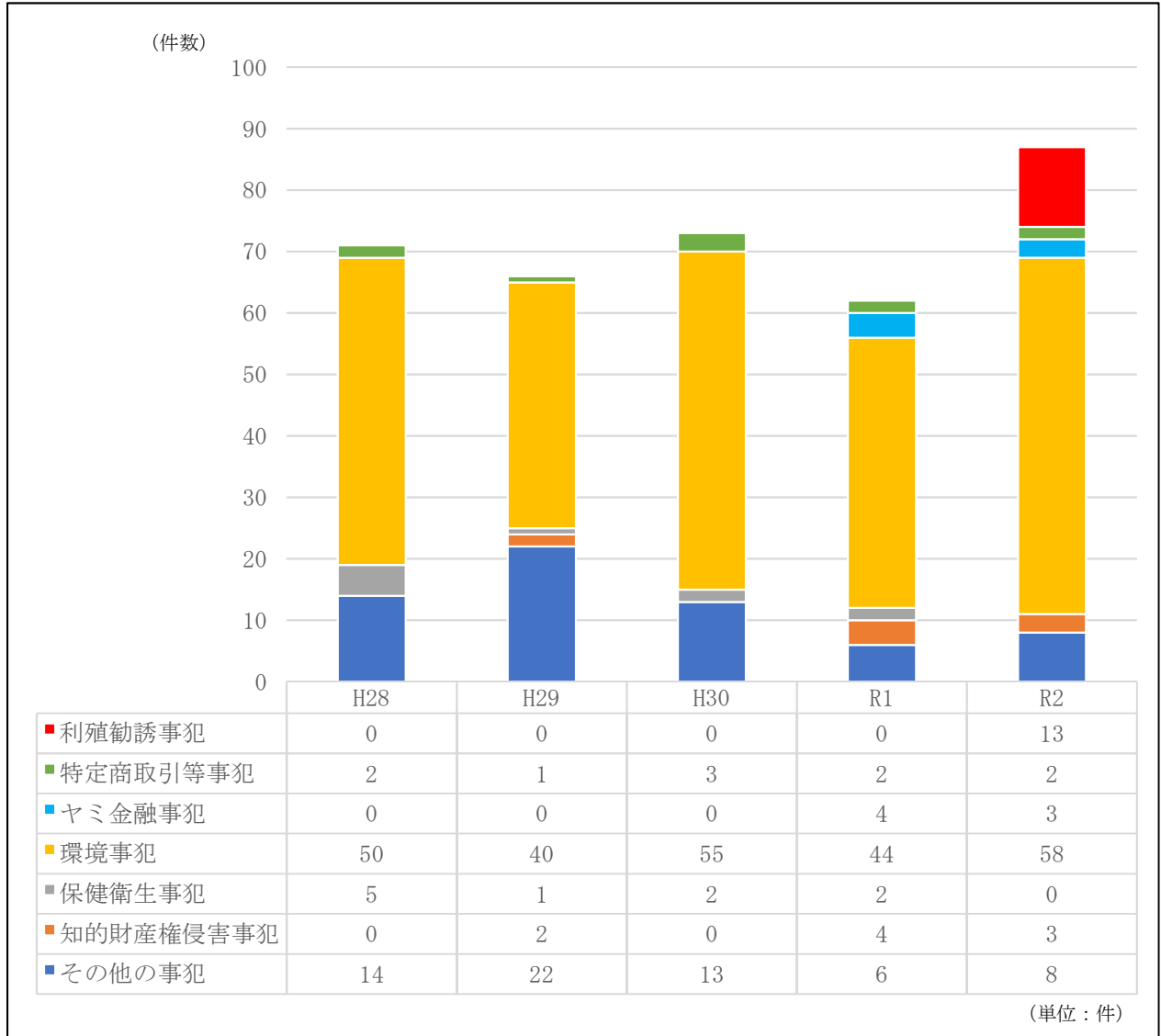


生活経済事犯の検挙状況



【凡例】

■ 利殖勧誘事犯	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（預り金の禁止等）、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関するほい律違反等に係る事犯をいう。捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。
■ 特定商取引等事犯	訪問販売、電話勧誘販売等で不実の告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯をいう。
■ ヤミ金融事犯	無登録・高金利事犯及びヤミ金融関連事犯をいう。
■ 環境事犯	廃棄物事犯、動物・鳥獣関係事犯等をいう。
■ 保健衛生事犯	薬事関係事犯、医事関係事犯及び公衆衛生関係事犯をいう。
■ 知的財産権侵害事犯	商標権侵害事犯、著作権侵害事犯、営業秘密侵害事犯及びその他の知的財産権を侵害する事犯をいう。
■ その他の事犯	上記事犯以外の生活経済事犯（宅地建物取引業法違反等の不動産事犯、関税法違反等の税法事犯、漁業法違反等の密漁事犯、電波法違反等の通信関係事犯、航空法違反等）をいう。